

# 上山田小学校いじめ防止基本方針

## 本校の基本認識

- ①「いじめ」は、どの子にもどこでも起こりえる問題である。
- ②「いじめ」は、人として絶対に許されない行為であるという毅然とした態度で臨む。
- ③小さなサインも見逃さず、子どもや保護者の訴えを真摯に受け止める姿勢をもつ。
- ④いじめられている子どもの立場に立って考え、初期段階から組織的に取り組む。
- ⑤日頃から、子どもや保護者、地域との信頼関係の構築に努める。



**【筆塚】**昭和57年に、当時4年生だった児童の「学校中のみんなが大切に使った鉛筆や消しゴムを収める筆塚を立ててほしい」という願いから始まった。この提案に、学校全体が賛同し、父母教師会や地域の方々などの協力を得て建立した。毎年11月27日の筆塚の日には筆塚集会が行われ、筆塚の意義や物を大切に作る心について考え、使い切った鉛筆や消しゴムに感謝の言葉を添えて収めている。

# 1 いじめ防止（いじめのない学校づくりをめざした未然防止の取組）

## 未然防止のポイント

「いじめはどの子にも起こりうること」「いじめは人権侵害であり、絶対に許されない」という共通認識・共通理解をもち、「学校はチーム」の徹底を図る。

### チーム上山田小で対応

○学校長を中心に、全ての職員が「子どもを見つめ、見守り、見届ける」という意識で常に子どもの情報を共有し、担任一人で抱え込まない「組織としての対応」をするよう、校務分掌の「報告・連絡・相談」を密にして進める。

### いじめ未然防止のための教育活動

#### 【どの子にも居場所がある温かなクラスづくり】

○「いごごち」と「やる気」を意識して、具体的に働きかけていくクラスづくり

##### 【めざすクラス像】

☆友だちのよさを認め合えるクラス

☆自分の力をのびのびと発揮できるクラス

☆困っているときにみんなで支え合えるクラス

☆みんなで心をつなげて取り組めるクラス

##### 【具体的な取り組み例】

☆Q Uを活用して学級の実態を把握する

☆「個別の指導計画」を基にしたチーム支援

☆いじめ早期発見のための定期的な実態調査

☆「スマイルタイム」の実施

#### 【子どもとともにつくる授業】

- 子どもと教師が「問いや願い」を共有し、「わたしの見方・考え方」を働かせて追究する授業構想
- 「書く」「対話」を中心とした授業づくり
- 子どもの思いを受け入れ、安心して学習に取り組める環境づくり
- 「主体的な学び」の成果を実感できる、「ふりかえり」の実施
- ICTを活用した授業づくりの拡充

#### 【ふるさと学習の充実】

- 「わたしにとってのふるさと」を、探究的・協働的に学んでいく「ふるさと上山田」学習
- 地域を知ること、教科学習・総合的な学習の広がりや充実を図る
- あいさつで地域とつながりを持つ
- 動植物の飼育・栽培活動を通して、上山田の自然とふれあう
- 「筆塚集会」の実施

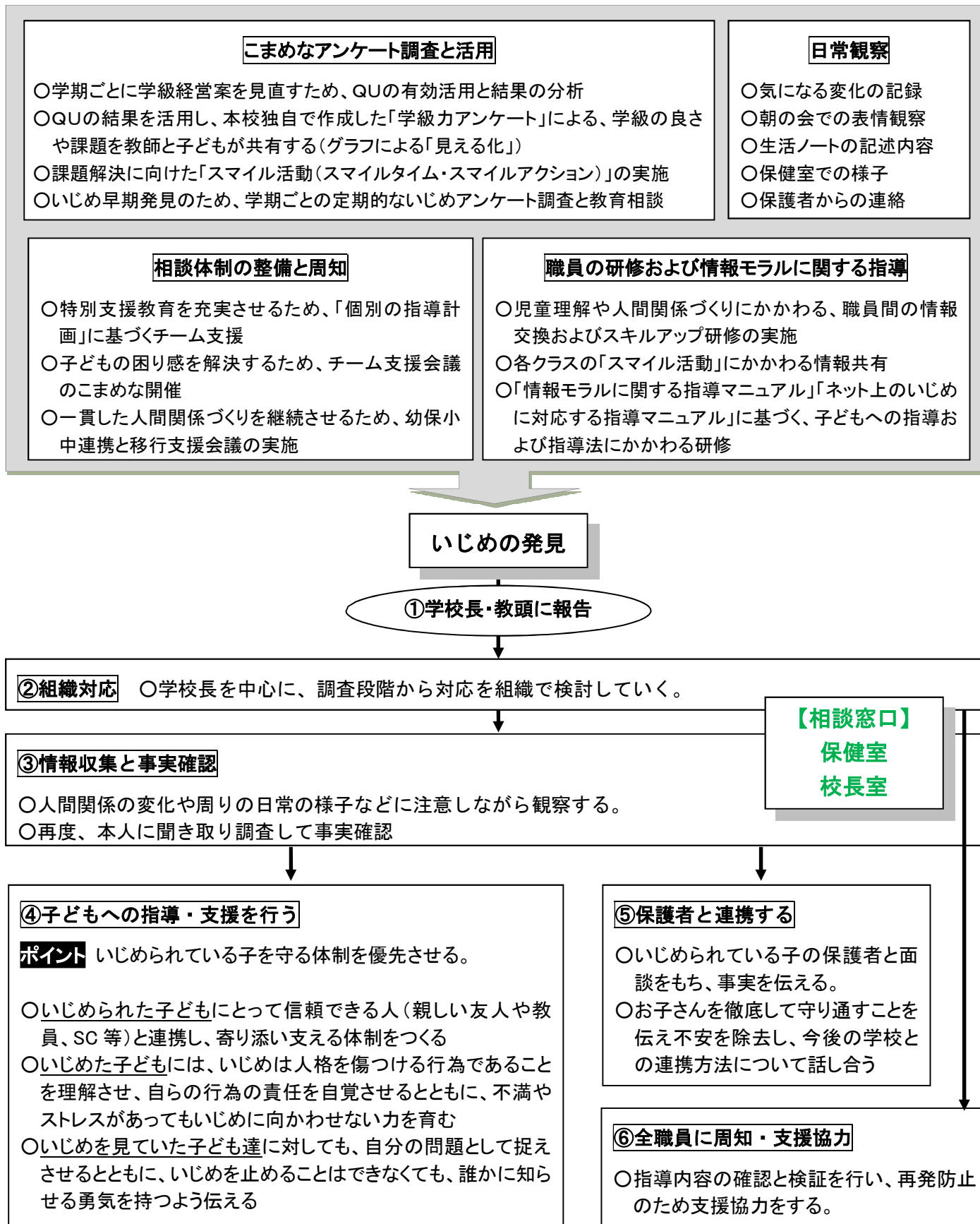
#### 【地域・家庭との連携 ～全教職員で対応する「TEAM 上山田小」～】

- 上小応援団（コミュニティスクール）の充実（学校支援ボランティア、上山田の子どもを守る会、地域講師を招いた学習、クラブ活動、交流活動 等）
- 150周年記念事業
- あいさつ運動
- 地域行事への参加・協力
- 地域公開参観日

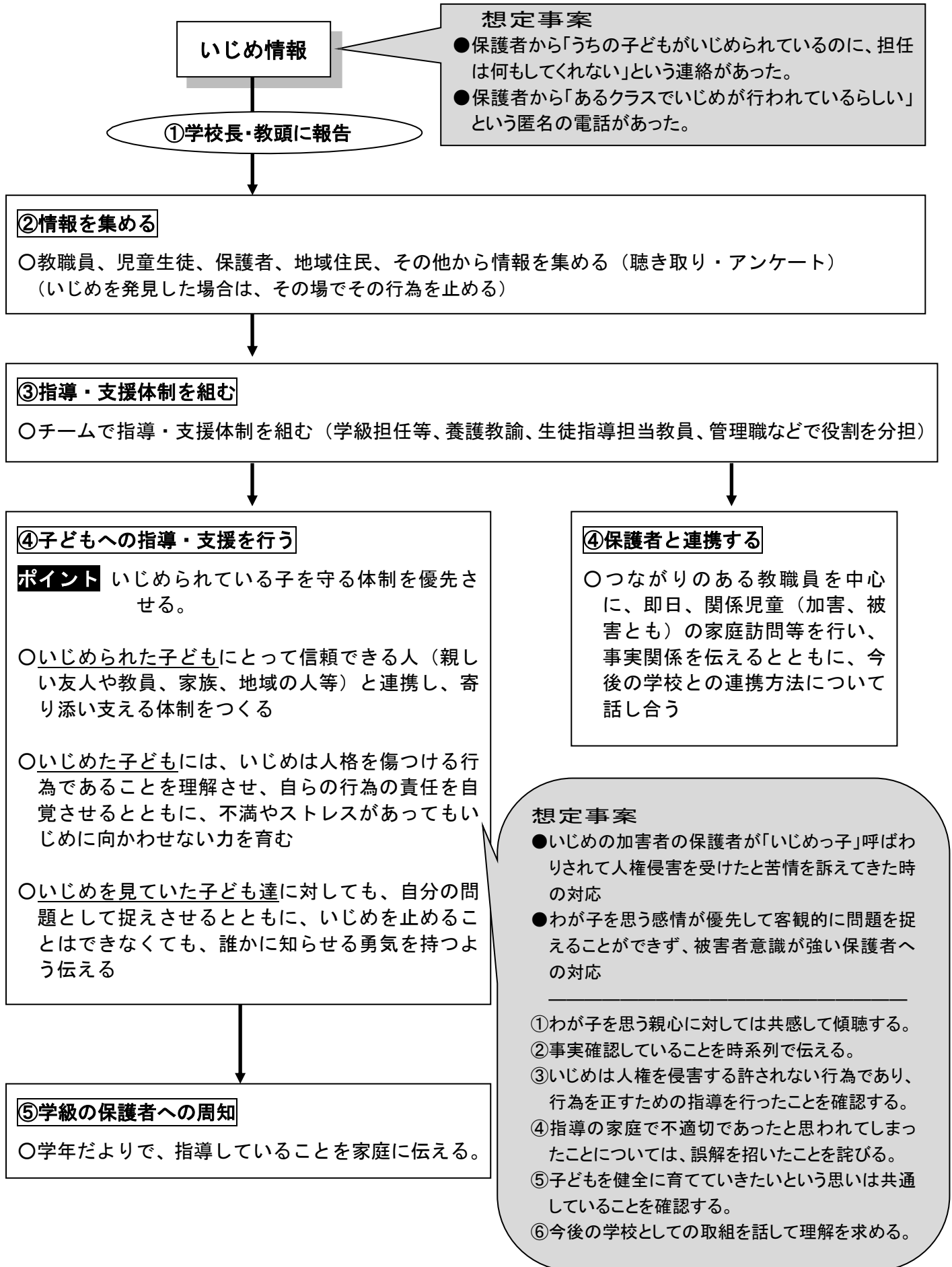
## 2 早期発見（いじめの兆候をみのがさない・見過ごさないための手立て）

### 早期発見のポイント

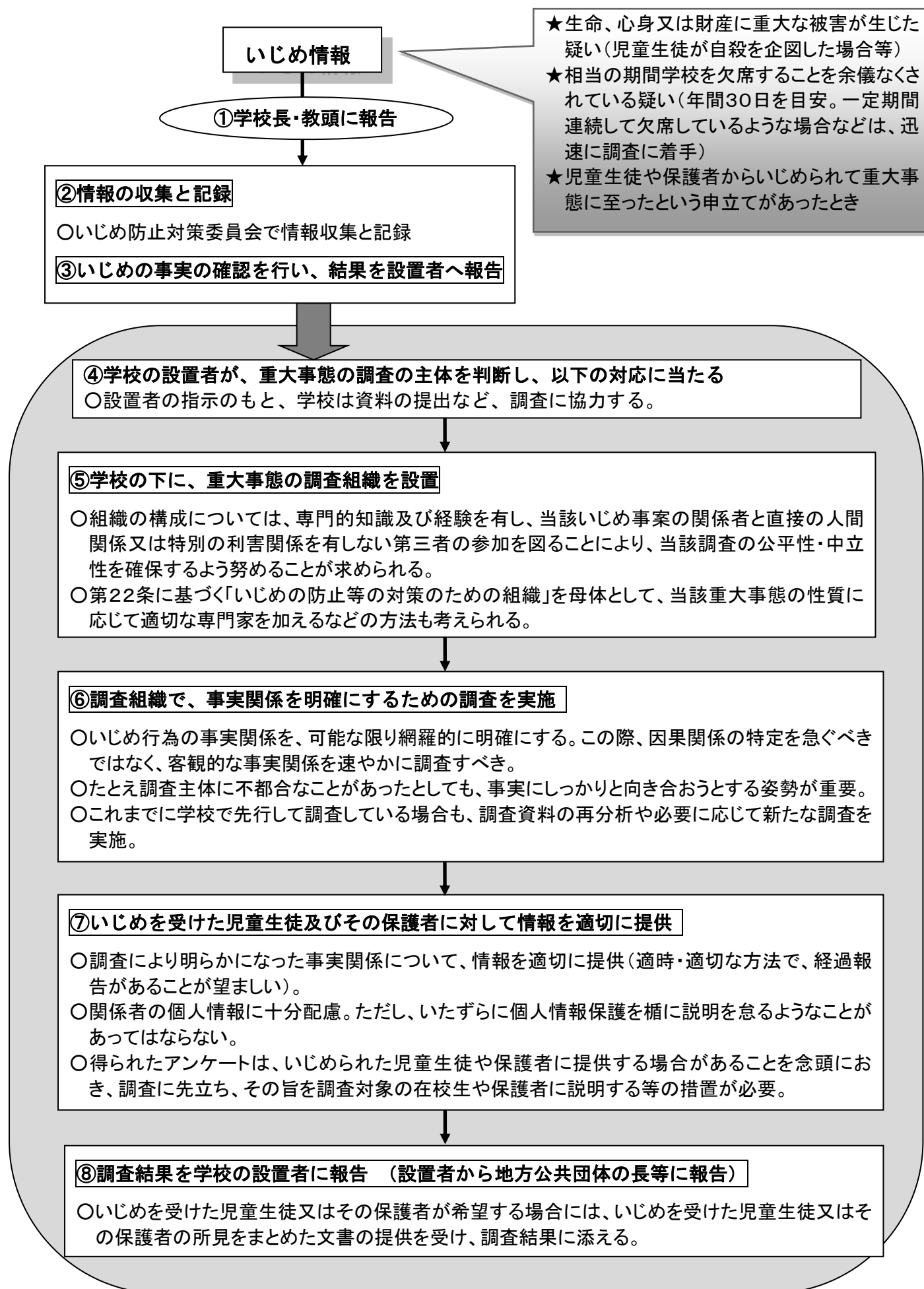
いじめは、大人の目につかないところで行われる。また、遊びやふざけ合いがエスカレートしていじめにつながることもある。我々教師は、子どもの言動や表情から小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につけるとともに、日頃からできるだけ多く子どもと触れ合い、信頼関係を築いておくようにする。



### 3 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対応）



## 4 いじめに対する措置（重大事態の対応）



## 5 指導計画

### (1) いじめ防止に向けた全体指導計画

	学校行事	児童会活動	人権教育	学級活動
4月	○入学式	○1年生を迎える会 ○あいさつ運動（通年）	○第1回QU実施	○学級びらき ○良いところ探し（通年）
5月				○スマイルタイム① ○スマイルアクション① ○運動会に向けて
6月	○運動会			
7月	○なかよし旬間		○第2回QU実施	○1学期の振り返り
8月				○スマイルタイム② ○スマイルアクション②
9月				
10月	○校内音楽会			○音楽会に向けて
11月	○150周年記念式典 ○マラソン月間	○筆塚集会		○記念式典に向けて
12月		○新児童会長選挙	○第3回QU実施	○2学期の振り返り
1月				○スマイルタイム③ ○スマイルアクション③
2月		○児童会引き継ぎ ○いじめゼロ週間		
3月	○卒業式	○6年生を送る会		○3学期の振り返り ○1年間の振り返り

(2) いじめ防止に向けた教科等の関連教材・主題名

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
教科 関連	○大きなかぶ (国語) ○おなじかずずつ (算数)	○スイミー (国語) ○スーホの白い 馬 (国語)	○モチモチの木 (国語)	○一つの花 (国語)	○やなせたかし アンパンマン の勇気 (国語)	○身分と人々の 暮らし ○民主主義の 意識が高まる (社会)
道徳 教材 の 等	【道徳】 ○みんなじょうず ○あしたは えんそく ・ ○やめなさいよ あ ○二わのことり ○ジャングルジム ぼ ○はしの上の のおおかみ 等 ○すきからうまれ たそらめくん 【あけぼの等】 ○じゃんけん列車 ○うれしかったよ カード ○自分のこと好き だよ ○三つの話し方 ○カムオン ○いいところ	【道徳】 ○ぶらんこ ○およげない りすさん ○雨ふり ○クラスの 大へんしん 【あけぼの等】 ○もりのなかま ○どうしよう ○うちの人の しごと ○そんなこと いわれても なおせないよ ○まほうの手 ○ゆうくと いっしょに ○みんな ともだち	【道徳】 ○たった一言 ○道夫とぼく ○友だち屋 ○なおとからの しつもん 【あけぼの等】 ○自分てすてき ○わたし ○自分の名前 ○いのちを もらって ○あだな ○勇気を出して ○太鼓づくり ○色鉛筆をわす れちゃった	【道徳】 ○みんなちがって みんないい ○学級会での 出来事 ○ひとりぼっちの Yちゃん ○ちょっと 待ってよ 【あけぼの等】 ○おばあちゃんと お手玉 ○なかよしカルタ ○みんなの前で 言えた ○しめなわ作り ○もうどう犬 ジャスミンと いっしょに ○指文字で 紹介しよう ○白いバトン	【道徳】 ○すれちがい ○ブランコ乗り とピエロ ○どうすれば いいのだろう ○だれもが幸せ になれる社会 ○命の詩－電池 が切れるまで 【あけぼの等】 ○みんなが仲良 くなるために ○自分の番 ○もしもわたし が ○みわ子の日記 ○村人さえ無事 なら ○おらあ学校へ 行きてえ ○わたしの道を	【道徳】 ○コスモスの花 ○この胸の痛み を ○みんな、 おかしいよ ○泣き虫 【あけぼの等】 ○どうしたら 自分を守れる ○近くて近い国 ○おい ○固い握手 ○父の仕事 ○やさしさを 伝えるために ○真新しい 教科書 ○一緒に考える 友だち ○指で読みます
生 活 ・ 総 合	○ココちゃんに なって考えて みよう			○香風園への 年賀状		

## 6 組織

(1) 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。【いじめ防止対策推進法22条】

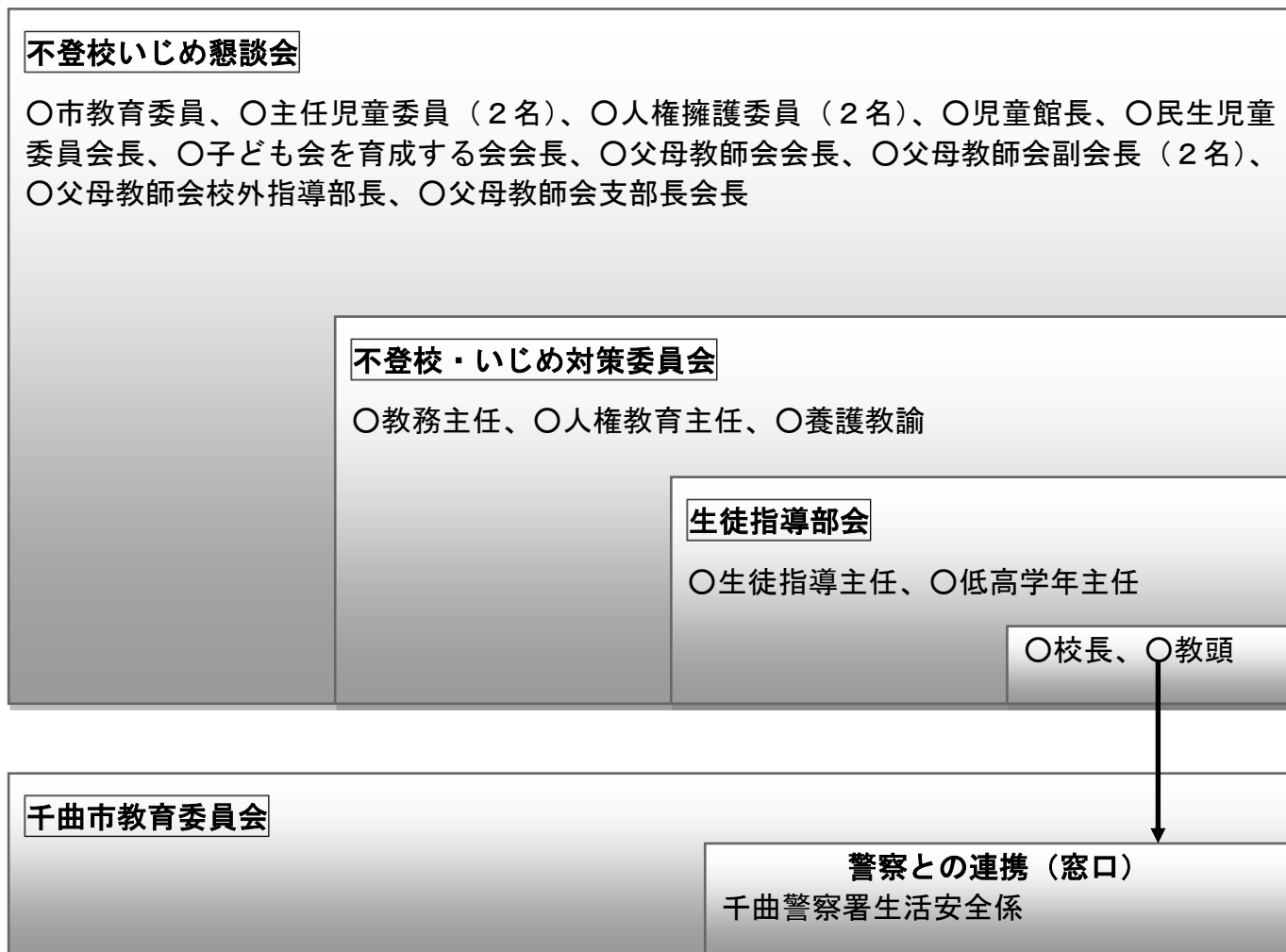
### (2) 組織構成の考え方

- ①いじめの防止や早期発見、いじめへの対処の中核となる組織として機能するような体制を実情に応じて決定し、個々の場面に応じ、関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織とする。
- ②「生徒指導部会」、「不登校いじめ委員会」、「不登校いじめ懇談会」等の既存の組織を活用して法律に基づく組織として機能させる。
- ③適切に外部専門家（スクールカウンセラー）の助言を得ながら機動的に運用できるよう工夫する。

### (3) 組織が担う具体的な役割

- ①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

### (4) 組織図





## いじめ防止対策推進法（上山田小学校版；抜粋）

### 【目次】

- 第一章 総則（第一条—第十条）
- 第二章 いじめ防止基本方針等（第十一条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十一条）
- 第四章 いじめの防止等に関する措置（第二十二条—第二十七条）
- 第五章 重大事態への対処（第二十八条—第三十三条）
- 第六章 雑則（第三十四条・第三十五条）
- 附則

### ○第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

#### （基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

#### （いじめの禁止）

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

（国の責務） 第五条

（地方公共団体の責務） 第六条

（学校の設置者の責務） 第七条

#### （学校及び学校の教職員の責務）

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

#### （保護者の責務等）

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等が

- いじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。
  - 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
  - 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等) 第十条

## ○第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針) 第十一条

(地方いじめ防止基本方針) 第十二条

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会) 第十四条

## ○第三章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制(次項において「相談体制」という。)を整備するものとする。
- 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等) 第二十条

(啓発活動) 第二十一条

#### ○第四章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項(同法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備) 第二十七条

## ○第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処) 第二十九条

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(私立の学校に係る対処) 第三十一条 ・ 第三十二条

(文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助) 第三十三条

## ○第六章 雑則

(学校評価における留意事項)

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(高等専門学校における措置) 第三十五条

## ○附則

(施行期日)

(検討)

(理由)